

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2011.11 創刊号



大仙市東部・西部農業委員会が廃止され 大仙市農業委員会を設置、新体制でスタート

大仙市農業委員会としての設置選挙後初めてとなる第1回農業委員会総会が8月2日、大仙市仙北ふれあい文化センターにおいて開催されました。

新農業委員が全員出席した総会では、会長に細谷精悦委員が選出され、会長職務代理者に加藤孝悦委員が選出されました。

第2回総会では、各委員の農地・農政・広報専門委員会の所属が決定された後、農地専門委員長に菅原廣太郎委員、農政専門委員長に渡邊敏雄委員、広報専門委員長に鈴木清敏委員、農地専門副委員長に土井文夫委員、農政専門副委員長に伊藤又工門委員、広報専門副委員長に佐々木京子委員がそれぞれ選任されました。



農業委員会新体制

会長就任あいさつ



大仙市農業委員会

会長 細谷精悦

大仙市農業委員会が設置され、第1回総会において多数の信任を戴き会長に就任いたしました。

会長として初めての出発となりますが、改めまして平成23年3月11日発生の東日本大震災において被災されました皆様にご見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、平成17年3月22日8市町村が合併し大仙市が発足してから農業委員会は東部・西部の二つの農業委員会を設置しておりました。

昨今の農業情勢は極めて厳しい局面をむかえている中で、大仙市では公選による委員の任

期を迎えるにあたり、機能的な組織に再編することにより農業施策の効率的な推進や、より質の高い情報を農家に提供するため二つを統合し、大仙市農業委員会を設置することといたしました。

これまで、栗林市長はじめ市当局、市議会の皆様、そして関係各機関の皆様には格別なるご指導、ご配慮を賜り改めまして感謝申し上げます。

ところで、農業農村をめぐる情勢は、農業所得の減少、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など厳しい状況が依然として続いています。

このような情勢のもと、新たな食糧・農業・農村基本計画が

策定され、食糧自給率の向上と併せて食料の安定供給を確保するため、戸別所得補償制度や農業・農村の6次産業化といった政策の推進に取り組んでいるところであります。

また、改正農地法施行に伴い、新たな農地制度の普及定着と適正かつ円滑な運用に向け農家の皆様方への周知を図って参ります。

昨年11月国では、突如としてTTPP(環太平洋経済連携協定)への参加を検討するとして「高レベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じる」ことを目

的として「食と農林漁業の再生実現会議」を設置しました。TTPP関係国との協議開始の方針にあつては、食や地域の未来を崩壊させてしまうような問題であり、昨年来、東西農業委員会としても農業委員会系統組織を通じて要望書を提出しているところでもあります。

そうした中、東日本大震災がおこり、農林漁業に甚大な被害をもたらし、現代文明の脆弱さを露呈し、食料生産、物流が断絶した場合の安定供給の必要性、国民生活の根幹を担っているのは農林漁業であることが再認識させられました。

政府は、震災の影響で交渉の参加時期を先送りしましたが、引き続き今後の対応を注視したいと考えております。

このように農業委員会が来る役割の重要性を再認識し、本市農業・農村の振興を図る所存でございますので、皆様方の一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

大仙市農業委員会だよりの

発刊に寄せて



大仙市長

栗林次美

大仙市農業委員会だよりが発刊されるにあたり、一言お祝いを申し上げます。

大仙市では平成17年3月の誕生以来、東部農業委員会と西部農業委員会の2つの農業委員会を設置してまいりました。このたび、農地と農家の一元管轄を図るとともに、簡素で機能一体的な組織に再編し、農業施策の効率的な推進やより質の高いサービスの提供を目的に、東部・西部両農業委員会を統合し、今年7月に大仙市農業委員会として新たにスタートしたところがあります。

大仙市の基幹産業であります「農業」を取り巻く環境は、米

価下落や担い手不足など厳しい局面が続いている中、認定農業者や農業法人等が地域の特長を活かした農業経営に積極的に乗り組んでおられます。

市では、こうした認定農業者や農業法人、さらには各農家に対する営農指針を示した新たな農業振興計画を本年3月に策定し、農業関係団体や関係機関との連携のもとに、さらに実効性のある施策に取り組みしております。

計画の基本テーマは、「変化に耐え得る強い農業の実現」であり、「担い手の育成と生産環境の整備」、「地域に適合した農作物づくり」、「加工・販売・交

流型農業の推進」、「農山村環境の改善と保全」の4つを計画の柱としており、戸別所得補償制度などの「政策の変化」、国際的な食料需給問題や自由貿易などの「経済の変化」、そして地球温暖化などの「気象の変化」などにも迅速に対応できるように活力ある農林水産業の確立を目指し、それぞれ細やかに施策を展開してまいります。

大仙市農業

委員会の発足に伴い、農地の保全をはじめ、生産基盤の整備促進や、遊休農地の再生と活用などに広域的な視点からの取り組みを最大限発揮することにより、地域の枠を超えた農地政策がより一層可能となるものと期待してい



るところであります。

終わりに、大仙市農業委員会の今後益々のご発展とご活躍を心からご祈念申し上げますとともに、大仙市農業の振興・発展に向けて、ともに邁進することをお誓い申し上げます。大仙市農業委員会だより発刊にあたってのお祝いのことばいたします。

新農業委員の 紹介

大仙市東部と西部農業委員会が統合し、新たな体制となりました。

大仙市農業委員会の選挙による委員40人のほか、市議会推薦4人、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区それぞれから推薦の3人を合わせ、47人の大仙市農業委員が決定いたしました。

なお任期は、平成26年7月30日までです。



佐藤誠悦
公選・中仙



大西茂雄
議会推薦・仙北



土井文夫
公選・仙北



佐藤吉男
公選・南外



小松 強
公選・仙北



会長職務代理者
加藤孝悦
公選・協和



伊藤又工門
公選・南外



田口 繁
公選・西仙北



小松玄佐夫
公選・大曲



三浦 功
公選・大曲



伊藤 稔
土改推薦・仙北



谷口 章
公選・太田



岩田長市
公選・中仙



中野久男
公選・大曲



加藤久孝
公選・協和



進藤重孝
農協推薦・大曲



鈴木正雄
公選・協和



佐々木忠永
公選・西仙北



小松憲司
公選・大曲



伊藤隆康
公選・大曲



渡部忠行
公選・神岡



小松一男
議会推薦・太田



黒川雄一
公選・神岡



田村誠市
公選・中仙



松本久明
公選・大曲



長澤信徳
公選・太田



佐藤 昇
公選・大曲



井上時雄
公選・大曲



鈴木清敏
公選・中仙



佐々木 慧
公選・西仙北



茂木靖雄
公選・協和



菅原廣太郎
公選・西仙北



佐々木茂治
公選・南外



安田恭夫
議会推薦・協和



鈴木静男
共済推薦・中仙



泉 芳博
公選・太田



高橋 剛
公選・太田



伊藤俊雄
公選・中仙



後藤健敏
公選・西仙北



齋藤久人
公選・仙北



渡邊敏雄
公選・大曲



佐々木京子
議会推薦・西仙北

掲載は
議席番号順

氏名
選出区分
出身地域
※敬称略



会長
細谷精悦
公選・中仙



判田勝補
公選・大曲



佐々木秀治
公選・仙北



石山礼蔵
公選・神岡



高橋章夫
公選・中仙

各専門委員会の委員を選任

〔農地専門委員会〕

- 小松 強
- 土井文夫
- 伊藤 稔
- 小松彦佐夫
- 田口 繁
- 鈴木正雄
- 中野久男
- 岩田長市
- 田村誠市
- 黒川雄一
- 小松一男
- 伊藤隆康
- 長澤信徳
- 伊藤俊雄
- 後藤健敏
- 伊藤俊雄
- 高橋 剛
- 高橋章夫
- 石山礼蔵
- 判田勝補
- （会長）細谷精悦
- （代理）加藤孝悦

〔農政専門委員会〕

- 佐藤吉男
- 大西茂雄
- 佐藤誠悦
- 谷口 章
- 三浦 功
- 伊藤又工門
- 佐々木忠永
- 進藤重孝
- 加藤久孝
- 渡部忠行
- 小松憲司
- 佐々木 慧
- 鈴木清敏
- 井上時雄
- 佐藤 昇
- 泉 芳博
- 鈴木静男
- 安田恭夫
- 佐々木京子
- ◎渡邊敏雄
- 齋藤久人
- 佐々木秀治
- （会長）細谷精悦
- （代理）加藤孝悦

〔広報専門委員会〕

- 大西茂雄
- 加藤久孝
- 黒川雄一
- 小松一男
- ◎鈴木清敏
- 佐々木茂治
- 佐々木京子
- 渡邊敏雄
- （会長）細谷精悦
- （代理）加藤孝悦

◎委員長 ○副委員長
※議席番号順

各地域に協力員を配置

農業委員会の統合に伴い1人当たりの農業委員の担当する地域が広範囲となるため、農家との結びつきを強化しながら、農業委員の活動を補完する目的で協力員を設置いたしました。農業委員同様お気軽にご相談下さい。

地域	氏名	地域	氏名
大曲地域	藤田 廣一	中仙地域	柴田 喜隆
	近江 盛基		草薨 芳夫
	大友 一夫		高橋 勝則
	田口 憲壽		藤澤 進
	高橋 勝範	協和地域	進藤 正巳
	藤嶋 祐虎		工藤 壽次
	鎌田 敏之		佐藤 正
神岡地域	齊藤 亘	南外地域	田村 勉
	今野 明彦		佐々木正市
西仙北地域	高橋 博	仙北地域	渡部良太郎
	小木田 好		佐藤 文一
	田村 明雄	高橋 一志	
	大友金己知	太田地域	高橋 久昭
			田口 雅和

事務局・各分室へのお問い合わせは

事務局(神岡支所内)	0187-72-4611(直)
大曲分室(本庁内)	0187-63-1111(代)
西仙北分室	0187-75-2966(直)
中仙分室	0187-56-2325(直)
協和分室	018-892-3694(直)
南外分室	0187-74-3001(直)
仙北分室	0187-63-3003(代)
太田分室	0187-88-1115(直)

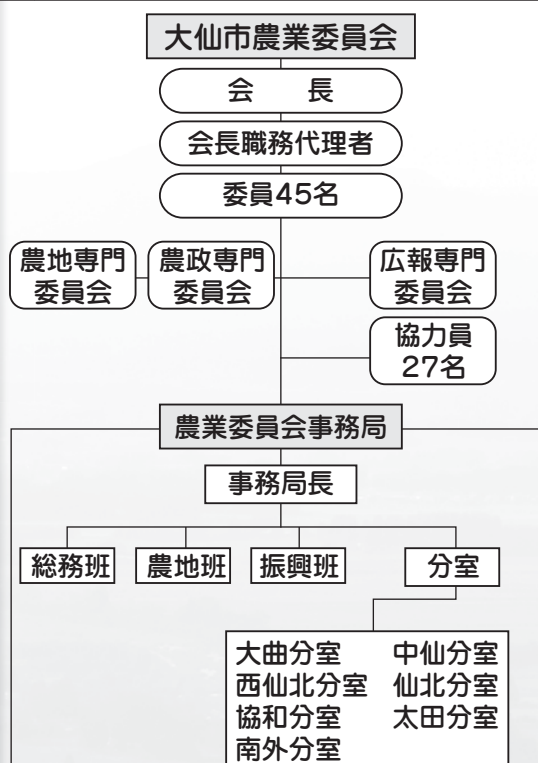
※大曲分室は本庁内、その他の分室は、それぞれの支所の農林建設課内にあります。

農地パトロールを実施します。

農業委員会は、毎年1回遊休農地の解消を図ることを目的として管内の農地の利用状況調査をすることが義務づけられました。大仙市農業委員会では昨年に続き、11月に農地パトロールを実施します。農業委員が農地の周辺で調査を行いますので、実施にあたりまして皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。



大仙市農業委員会の組織体制



農地の売買・賃貸借・転用には 農業委員会の手続きが必要ですよ

① 農地法第3条申請

● 農地を耕作目的の為に売買・賃貸・贈与する場合の許可申請

※農地の取得者が、次の取得要件等を満たすことが必要です。

① すべての農地について、耕作管理をすること。

② 農地取得後に50アール以上の経営面積があること。

③ 周辺地域との営農の調和を図ること。

〈申請書の添付書類〉
1 申請地の全部事項証明書（登記簿謄本）

2 その他、必要に応じ、営農計画書等を求める場合があります。

なお、賃貸借の際は利用権設定による契約もありますので、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい。

② 農地法第4条の転用申請

● 自ら耕作している農地を転用する場合の許可申請

〈申請書の添付書類〉
1 申請地の全部事項証明書（登記簿謄本）

2 公図（字限図）

3 位置図

4 転用地見取図（案内図）

5 土地利用計画図（建物配置図）

6 建築物平面図（建築物を設置する場合）

7 資金証明書、残高証明書（不要の場合もあり）

8 その他、必要に応じ参考となる書類の添付を求める場合もあります。

● 他人の農地を借りたり、買ったりにして転用する場合の許可申請
〈申請書の添付書類〉
農地法第4条の申請と同じ

④ 一時転用の申請

● 農地を一時的（期間は、原則3年以内）に、資材置き場、作業員宿舎、砂利採取場などに転用

③ 農地法第5条の転用申請

● 農地を農地以外の用途に転用する

● 買受適格証明申請

する場合で、終了後元の農地に復元することを条件に許可する申請
〈申請書の添付書類〉
農地法第4条、第5条の許可申請に同じ

⑤ 農地の買受適格証明申請

● 農地の競売・公売に参加する時に必要な証明を求める申請

農地を取得出来ない者が最高価買受人になるのを未然に防ぐため、農地法の規程による許可の見込みがないと競売等に参加することができません。

1 農地として耕作をする目的で取得する場合には農地法第3条の買受適格証明

2 農地を農地以外の用途に転用する

る目的で取得する場合には農地法第5条許可の買受適格証明
※なお、買受適格証明の発行は、それぞれ当該許可（農地法第3条・第5条）の申請手続きに準じて行います。また、裁判所等の公告日の関係で証明することができない場合や証明に日数がかかる場合もありますので事前にお問い合わせください。

〈申請書の添付書類〉
農地法第3条及び第5条申請時と同様

①～⑤の各手続きについては本人等による聞き取りで申請書等を作成しますので、お手数ですが農業委員会までおいでください。

許可申請の締切日等

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的には下記のとおりです。

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可(農地法第3条)	毎月20日	総会終了後1週間以内
農地転用の許可(農地法第4・第5条)		翌月30日前後
農用地利用集積計画に関する申請		告示日(10日前後)終了後1週間以内
買受適格証明申請		総会終了後1～2日後



がんばれ! 東北 がんばろう! 日本



大仙市

農業委員会だより【第一号】

Q

農業者年金には農家ならだれでも加入できますか？

A

- 3つの加入要件があります。
- ①年齢が20歳以上60歳未満であること。
 - ②国民年金第1号被保険者であり、保険料が免除されていないこと。
 - ③年間60日以上農業に従事していること。
- 農地を持っていない農業者や農業経営主の配偶者、後継者など家族も加入することがあります。

国が支える。安心が大きくなる

担い手 積立年金

[愛称]

農業者年金

Q

55歳から専業農家を目指しています。農業者年金に加入できますか？

A

60歳未満であれば加入できます。加入期間の要件はありません。また、任意加入制度のため、いつでも加入・脱退は自由にできます。途中で脱退しても脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取ることができます。(極端な例として、1ヵ月しか加入していなくても、その1ヵ月分の保険料に応じた年金が給付されます。)

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。所得税・住民税の節税対策にも有効です。

農業者年金に
加入しましょう

Q

農業者年金は5年間しか受給できないと聞いたことがあるのですが？

A

農業者年金制度は終身年金です。(旧制度の農業者年金も終身年金です。) 80歳までの保証付きです。原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れる予定だった年金額を生活を一にするご遺族に一時金として支給されます。

こんな時は
農業委員会にお気軽に
ご相談ください!

農業委員は、農業者の代表として、また、地域の世話役として皆さんからのご意見・ご要望・ご質問に答えたいきます。また、相談内容については、秘密を守りますので、安心してご相談ください。

相談内容

- 農地の売買
- 農地の貸し借り
- 農地の転用
- 農地と税金
- 農地の贈与
- 経営規模拡大
- 農業者年金
- 相続と農地

Q

去る3月11日には、予期せぬ東日本大震災が発生し、それに伴い福島原発事故という大惨事となり被災者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧、復興を願っております。

さて、今年7月に東部・西部農業委員会が統合となり大仙市農業委員会が誕生いたしました。今まで2つの専門委員会がありました。今更しく広報専門委員会が設置され、農地、農政、広報と3つの委員会ができました。設置され最初の農業委員会だよりを発行することとなり農業委員一同、今後農家に広報活動を通し直面する農業の諸問題等の情報提供に努め、農家の声を聞き農家に親しまれる広報誌作りを目指し、皆様に頼られる農業委員会活動をして参りたいと思っております。今後とも、皆様のご協力を宜しくお願い致します。

広報専門委員長 鈴木清敏

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

経営とくらしに役立つ
情報をお届けします!
農家のための情報誌

『全国農業新聞』

- ◆発行日 週一回(金曜日)
- ◆発行元 全国農業会議所
- ◆購読料 月1,000円

○お申込みは、
農業委員会事務局
または各分室まで

[送料、税込み]

発行／大仙市農業委員会
〒019-11701
秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3

編集／大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL0187(72)4611
印刷／(有)佐藤印刷所

